

# 環境速報

関係部署へご回覧ください

綴じて利用しましょう

## 第 2 0 0 号

令和 2 年 7 月 22 日発行

- ◇環境関係国家資格試験情報 (1 頁)
  - 公害防止管理者等国家試験/臭気判定士試験/計量士国家試験/土壌汚染調査技術管理者試験
- ◇(補助金) 環境省エコアクション 2.1 CO<sub>2</sub>削減プログラム補助事業 (5 頁)
- ◇(協会主催) 環境保全基礎研修会 (9 頁)
- ◇行政情報 (13 頁)
  - 「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針」に基づく協力依頼
  - さわやか信州省エネ大作戦・2020 夏/初期投資不要の省エネの提案について/  
中小規模事業者省エネ診断事業のご案内
- ◇省エネコラム ～デマンド管理と節電～ (18 頁)
- ◇知っておきたい環境法規制の基礎知識 (第 7 回) (19 頁)
- ◇環境法令改正情報 (4 月～7 月) (22 頁)
  - 参考資料：改正大気汚染防止法の閣議決定時資料
- ◇再エネコラム (新連載) (30 頁)
  - これからの再生可能エネルギーの調達について (第一回)
- ◇協会からのお知らせ/編集後記 (32 頁)

## 一般社団法人 長野県産業環境保全協会

【エコアクション 2.1 地域事務局長野産環協】



エコアクション 2.1  
地域事務局 No.001

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10

長野県中小企業会館 5 階

TEL 026-228-5886

FAX 026-228-5872

e-mail: ea21nasa@valley.ne.jp

<http://www.alps.or.jp/nasankan/> (EA21) <http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>

### Life and Technology

URL : <http://azscience.jp>

自然科学に挑戦し、地域社会の医療業界、産業界への技術革新・研究開発および生命追求科学の進歩に貢献します。

#### 主要営業品目

食品衛生用試薬・消耗品  
 バイオ関連試薬・機材  
 理化学機器・消耗品  
 環境計測・測定器  
 工業計測器  
 光学測定器  
 研究用試薬  
 研究設備  
 分析装置  
 真空機器  
 工業薬品  
 工業資材  
 試験機  
 医薬品  
 病院設備  
 治療用機器  
 臨床検査薬  
 臨床検査装置  
 ネットビジネス  
 フィールドサービス

#### 蛍光X線分析装置 EA1000VX



環境規制物質管理に対応し、高速かつ簡単に有害物質を検査できる蛍光X線分析装置です。測定の高速化と材料判定などの各種新機能により検査効率を大きく向上しました。膜厚測定や貴金属分析などの一般分析にも対応可能です。

EA1000VXは、株式会社日立ハイテクサイエンスの製品です

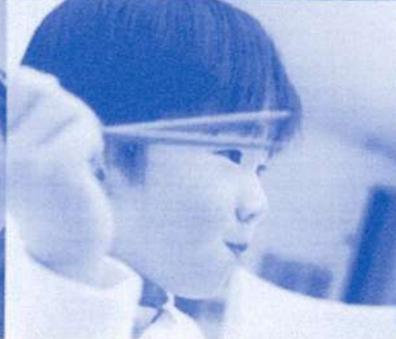


### アズサイエンス株式会社

本社：長野県松本市村井町西2-3-35 TEL (0263) 58-0021  
 営業所：東京・西東京・横浜・小田原・埼玉・千葉・御殿場  
 宇都宮・高崎・つくば・水戸・仙台・山形・秋田  
 新潟・上越・長野・松本・甲府・名古屋・大阪



おいしいは  
やさしい



株式会社 みすずコーポレーション

本社・工場 / 〒380-0928 長野市若里1606 TEL.026-226-1671(代) 拠点 / 東京・名古屋・大阪・長野・広島・札幌・仙台・岡山・四国・福岡

(計量器修理事業届出第86号)

## 水処理装置の適正稼働に 不安を感じたら 是非当社にご相談ください!

- ・油分解処理
- ・排水処理プラント施工
- ・処理行程全般調査
- ・計器類調整修理
- ・定期巡回 (定期メンテナンス)

環境保全に貢献する



永研工業株式会社

〒381-2226 長野市川中島町今井豊田1665-1  
TEL (026) 283-1264 FAX (026) 283-1265  
E-mail:eiken@mx2.avis.ne.jp URL:http://w2.avis.ne.jp/eiken

# 環境関係国家資格試験情報

\*受験を検討するときは、必ず問い合わせ先団体のホームページ等で内容を確認してください。

## 1 公害防止管理者等国家試験

試験の目的 特定工場（注）の事業者には、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止組織の整備が義務付けられています。これを構成する公害防止管理者及び公害防止主任管理者には、法で定められた資格を取得した者を選任しなければなりません。この国家試験は、合格者に対してその資格を付与することを目的に行われる。

《（注）公害防止管理者等の選任が法によって義務付けられる工場は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設を設置する工場で、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するもの。》

根拠法令 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条

受験資格 学歴、年齢、実務経験等の制限は一切なし。

受験申込受付期間 7月1日（水）～7月31日（金）午後5時まで

受験申請書 インターネットでの入手のみ。一般社団法人産業環境管理協会のWebページ  
(<http://www.jemai.or.jp/polconman/examination/application.html>) から。

試験日・受験地 10月4日（日）\*コロナ等で延期した場合は、試験日は12月20日（日）を予定  
札幌市、仙台市、東京都、愛知県、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市）及び各都市周辺の府県

受験手数料 振込期限：8月5日（水）まで

試験区分別の受験手数料は、次のとおりです。

大気関係第1種公害防止管理者試験	各 8,700 円（非課税）
大気関係第3種公害防止管理者試験	〃
水質関係第1種公害防止管理者試験	〃
水質関係第3種公害防止管理者試験	〃
ダイオキシン類関係公害防止管理者試験	〃
公害防止主任管理者試験	〃
大気関係第2種公害防止管理者試験	各 8,200 円（非課税）
大気関係第4種公害防止管理者試験	〃
水質関係第2種公害防止管理者試験	〃
水質関係第4種公害防止管理者試験	〃
騒音・振動関係公害防止管理者試験	〃
特定粉じん関係公害防止管理者試験	〃
一般粉じん関係公害防止管理者試験	〃

申請書送付先 インターネット申込のみ（\*郵便局からの払込取扱票（兼受験願書）による申込は受けけない。

問い合わせ先 一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター（平日 9時～17時）  
TEL：03-5209-7713 FAX：03-5209-7718  
E-mail：shikenbu (a) jemai.or.jp ← (a) を@に替えてください

## 2 臭気判定士試験

試験の目的 悪臭防止法に基づき、嗅覚測定法のオペレーターに与えられる臭気環境分野で唯一の  
国家資格で、臭気指数の測定全体に係る責任者として位置づけられている臭気判定士の  
資格取得のための試験で、別途、嗅覚試験に合格すると臭気判定士免除交付者（臭気判定  
士）となる。

根拠法令 悪臭防止法第13条

受験資格 受験日において18歳以上（学歴、実務経験を問わず）

受験申込受付期間 7月6日（月）～9月4日（金）

受験申請書 ①Webからダウンロード（<https://orea.or.jp/hanteishi/shiken/>）

②郵送を希望の方は、返送先を記入した返信用封筒（角型2号240mm×332mm）に切手  
（1～2部は140円、3部は210円、4～5部250円）を貼り、以下に申込。

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル1106号

公益社団法人 におい・かおり環境協会 試験センター係

試験日・受験地 11月7日（土）東京都・愛知県・大阪府

受験手数料 18,000円

問い合わせ先・申請書送付先：

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル1106号 公益社団法人 におい・かおり環境  
協会 試験センター係（簡易書留等で郵送）

TEL 03-6233-9011（代）／FAX 03-6862-8854 URL：<https://orea.or.jp>

その他 公益社団法人 におい・かおり環境協会は、環境大臣指定試験実施機関

## 3 計量士国家試験

試験の目的 計量士は、計量法に基づく職務のほか、適正な計量の実施を確保するための計量管理  
を担う。計量法に基づき、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知  
識経験を有する者に対して、一定の要件のもとに計量士の国家資格を付与する。計量士  
となるには、経済産業大臣の登録を受ける必要がある。計量士国家試験は、計量士として  
の職務に必要な知識及び技能に関する試験として、経済産業大臣が行っているもので、  
毎年実施している。

試験の区分 環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士

根拠法令 計量法第125条（計量士国家試験）

受験資格 特に制限はなく、誰でも受験できる。

受験願書受付期間 8月7日（金）～9月4日（金）まで

簡易書留による郵送のみの受付とする（当日の消印有効）。なお、願書を提出する際には、角型2号封筒に願書を入れ、封筒の表には「計量士国家試験願書在中」と明記。

受験申請書 ①受験願書（試験案内書）のインターネットでの入手

8月3日（月）から有効となる受験願書等掲載ページからダウンロード  
(<https://www.meti.go.jp/information/license/data/c200707aj.html>)

②受験願書（試験案内書）の郵便での請求

〒277-8691 日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第5号 計量士国家試験 受験サポートセンターTel：03-5209-0553（平日10時00分～17時00分）

\*角型2号の封筒（返信用封筒）に、希望部数に応じて、試験案内に記載される金額の切手を貼付し、宛先（請求者の住所・氏名及び連絡のとれる電話番号）及び希望部数を明記の上、別の封筒（請求用封筒）に封入して下記の請求先に送付すること。請求用封筒の表面には「計量士国家試験願書〇部希望」と明記。

試験日・受験地 12月13日（日）北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄\*  
確定した試験会場は、受験票で通知する。

受験手数料 8,500円（収入印紙を願書に貼付）

問い合わせ先 ①試験の申込方法等について：受験サポートセンターTel：03-5209-0553

10時00分～17時00分（※年末年始を除く）

②計量士制度について：産業技術環境局 計量行政室 Tel03-3501-1688（直通）

受付時間：9時30分～12時00分／13時00分～17時00分（平日のみ）

願書提出先 〒277-8691 日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第5号 計量士国家試験 受験サポートセンター

電話：03-5209-0553（平日10時00分～17時00分）

## 4 土壌汚染調査技術管理者試験

試験の目的 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に設置が義務付けられている技術管理者の資格取得のための国家試験。技術管理者となるためには、本試験に合格し、資格を取得することが必要となる。

根拠法令 土壌汚染対策法第33条

受験資格 年齢、学歴、実務経験などに関係なく受験できる。

（注 技術管理者証の発行には土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項第2号の規定に適合することを証明した書類が必要）

受験申込書受付期間 7月13日（月）～8月19日（水）

受験申請書 ①郵送による請求\*8月3日（月）到着分までのものに限る。

返信用封筒（切手貼付）同封

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局郵便私書箱第122号

令和2年度土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局 受験の手引き等申込受付A係

あて に請求する 封筒は角2サイズ使用

②配布場所での受け取り 各環境省地方環境事務所で配付している

③Web上でダウンロード、プリントアウト

専用のWebページ (<https://dojo-exam.jp/>)

試験日・受験地 令和2年11月15日(日) 仙台市・東京都・名古屋市・大阪市・福岡市

受験手数料 6,400円(収入印紙)

問い合わせ先 土壤汚染調査技術管理者試験 運営事務局

Tel: 03-5610-3150 受付時間: 10:00~17:00(土・日・祝日を除く)

申請書送付先

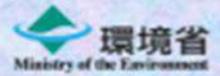
〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱122号

令和2年度土壤汚染調査技術管理者試験運営事務局 受験申請書の受付B係

※封筒表面に朱書きでBと記載ください。書留にて郵送してください。

環境省  
令和2年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金



# エコアクション21 CO<sub>2</sub>削減プログラム補助事業

Eco-CRIP(エコクリップ) Eco-Action21 CO<sub>2</sub> Reduction Initiative Program

エコクリップ

参加事業者  
令和2年6月22日(月)  
募集スタート!

企業価値  
経営力  
組織力  
**UP**

**DOWN** CO<sub>2</sub>コスト

環境経営の専門家が  
あなたの会社で  
**無料サポート!**

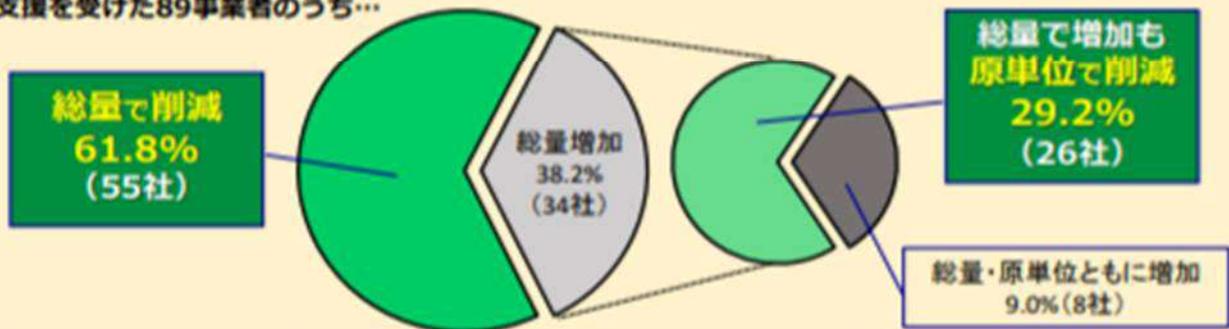


経営課題の解決とビジネスチャンスの創出



2019年度 参加事業者の約91%がCO<sub>2</sub>排出削減を達成しました!

支援を受けた89事業者のうち...



## Eco-CRIP(エコクリップ) 補助事業とは？

Eco-CRIPは、環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21(EA21)\*」をベースにCO<sub>2</sub>排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システムです。

Eco-CRIP補助事業は、Eco-CRIPを活用した環境経営の専門家による戸別訪問支援を、国の補助によって無料で受けることができる制度です。また、第三者認証取得を目指したEMS構築支援を受け、要件を満たした参加事業者は、EMS構築のための内部人件費の一部の補てんを受けることができます。

参加できる事業者の要件、参加費無料化と内部人件費の一部補てんの要件等については、下記ウェブサイトを参照ください。  
 持続性推進機構ホームページ(<http://www.ipsus.jp/>)のバナー「環境省Eco-CRIP補助事業」をクリックしてください。

## ・ エコアクション21(EA21)とは？

EA21は中堅・中小事業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく第三者認証・登録制度です(CO<sub>2</sub>削減に加え、廃棄物削減、節水等にも取り組みます)。

◆全国で7,781の事業者が、認証・登録しています(令和2年3月現在。詳細は、URL: <http://www.ea21.jp/>)。



## Eco-CRIPに取り組むと、こんな効果を得ることができます！(参加事業者の声)



組織力・経営力の向上、CO<sub>2</sub>・コストの削減等、様々なプラスの「効果」を生み出すことができます！

## Eco-CRIPの流れ



### ～5回の無料サポート内容～

環境経営専門家と協働しながら1～5のSTEPに取り組むことで、省エネやCO<sub>2</sub>及びコスト削減の他、環境マネジメントシステムの構築や社員の意識向上、事業での課題解決とチャンス創出を期待します！！

#### STEP 1

電気料金等のエネルギーコストとCO<sub>2</sub>排出量を把握。削減可能性を検討。

#### STEP 2

取り組み内容と全社員の役割分担を決め、一丸となって省エネの取組開始。

#### STEP 3

環境への取組方針やCO<sub>2</sub>削減目標を決定。

#### STEP 4

取組結果の評価、問題点・改善点の洗い出しを行い、必要な改善を実施。

#### STEP 5

取組結果(CO<sub>2</sub>やコスト等削減量)をまとめる。

【参加に関するお問い合わせは、担当地域事務局まで！】

【令和2年度補助事業者】

一般財団法人 持続性推進機構

◆Tel: 03-6418-0370

◆Mail: [eco-crip1@ea21.jp](mailto:eco-crip1@ea21.jp)

◆Eco-CRIP URL: <http://www.ipsus.jp/>

## エコアクション21 CO2削減プログラム (Eco-CRIP) の目的

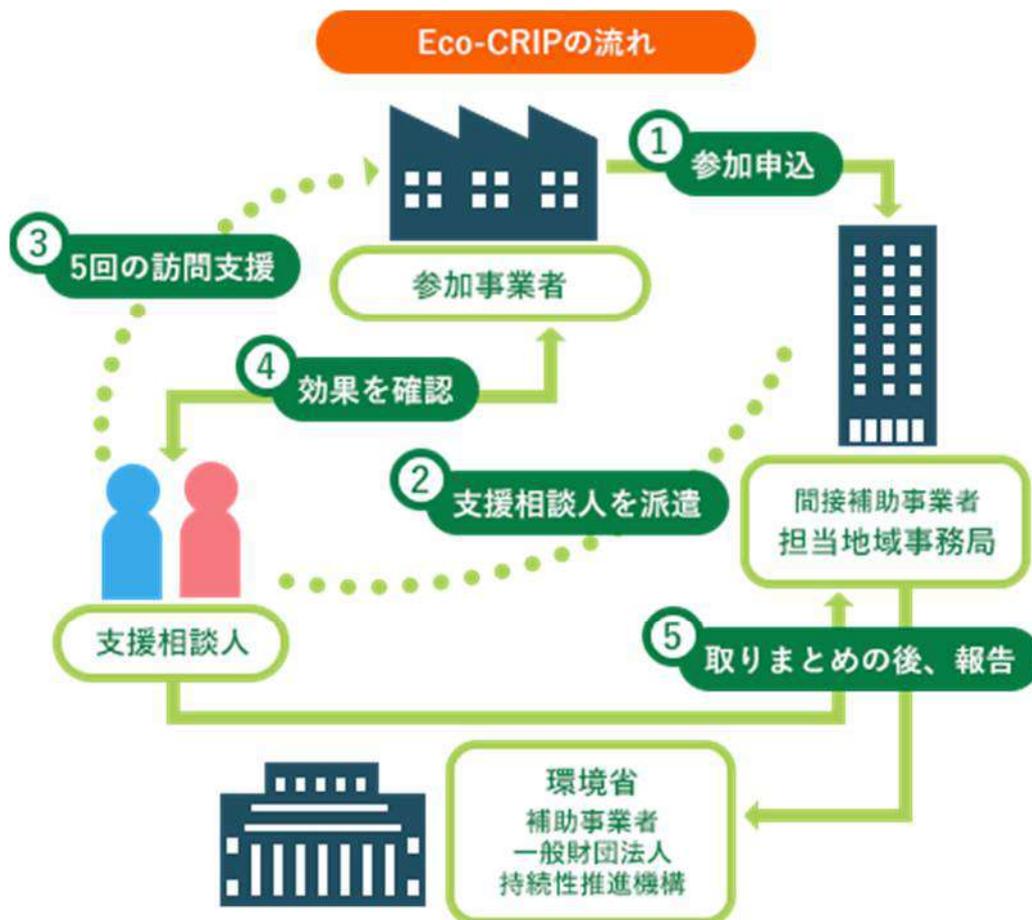
気候変動は地球規模の重大な環境問題であり、経済活動や社会文明の大きな脅威になっています。

気候変動の原因であるCO<sub>2</sub>の排出削減は、全人類が一丸となって取り組むべき喫緊の課題であり、中堅・中小事業者等も積極的に取り組むことが求められています。

本プログラムは、エコアクション21ガイドラインの考え方を参考に、より多くの中堅・中小事業者等がCO<sub>2</sub>の排出削減に取り組めるように策定した「[エコアクション21 CO2削減プログラムの手引き](#)」に基づく取組を支援することにより、CO<sub>2</sub>の排出量測定と削減に積極的に取り組む中堅・中小事業者等を増加させ、もって気候変動の解決の一助となることを目的としています。

### Eco-CRIP の概要

「エコアクション21」をベースにしたCO<sub>2</sub>削減に特化した簡素な環境経営システムである「[エコアクション21 CO2削減プログラムの手引き](#)」に基づき、事業活動に省エネルギーなどの環境保全活動を組み込み、CO<sub>2</sub>削減とコスト改善等による経営力の強化を図るものです。参加する中小事業者の皆様は、無料で派遣される環境経営の専門家(支援相談人)と一緒に、環境省が策定したシンプルな5つの手順に沿って取組を進め、CO<sub>2</sub>削減の改善効果や環境活動の結果を「見える化」することで、環境保全と事業発展の両立を目指すことができます。



# コスト削減、地球環境への貢献

## 環境省の補助 5回の無料コンサルティング

エコアクション 21 Eco-CRIP 補助事業 次のふたつのコースからお選び下さい。

### 1. 省エネ集中コース(5回無料)

C02削減プログラム(省エネ活動)

計画策定と実行 STEP1~STEP5

コスト削減実現



2017年度のEco-CRIPへの参加事業者の例

(株)大福食品工業様(須坂市) 活動期間 3か月合計

C02削減量 4t(昨年同月比-5.0%)

売上高あたり経費削減 -20%(昨年同月比)

2018年度のEco-CRIPへの参加事業者の例

食品製造業(中信地区) 活動期間 3か月合計

C02削減量 36t

売上高あたりC02削減 -7.1%(昨年同月比)

### 2. エコアクション 21 認証・登録コース(5回無料)

C02削減 廃棄物削減 水使用量削減

化学物質削減 環境にやさしい製品サービス

地球にやさしい

コスト削減実現



★長野県内認証・登録事業者での効果(2018年集計)

市町村	C02排出量削減量(t)	C02排出量削減率(%)	削減量の金額換算	1社あたり削減金額
長野県内 257事業者	10,000	-4.4	4億円	156万円

C02の発生源は電力1/2、軽油1/2として(軽油1L 110円、電力料金1 kWh 18円で計算)

問合せ:(一社)長野県産業環境保全協会 担当 平林・古越 026-228-5886

# 環境保全基礎研修会

## 環境を知り、学び、考え、行動する

**こんな方々にお勧めをいたします。**

- 企業、自治体等で新たに環境担当になられた方
- ISO やエコアクション 21 の事務局担当の方
- 高い環境意識を持った人材育成（職場のリーダー、新人教育等）
- 環境保全の実務をもう一度基礎から学び直したい方
- 公害防止管理者等国家試験受験のための基礎固めをしたい方

地球温暖化をはじめとする種々の環境問題に対応し、持続可能な社会を構築することがすべての企業、行政、市民に求められています。特に長野県は昨年末に「気候非常事態宣言」を出しCO<sub>2</sub>の排出量削減を緊急課題としております。廃棄物を減らすこと、有害化学物質の使用を減らすなど環境負荷を減らすこと、また、毎年のように改正される環境関係法規を守ることは企業が抱えるリスクを減らすこととなります。

一方、水質汚濁防止や騒音対策のような公害防止と廃棄物管理の面では担当者の経験や認識不足からくる事故、法令違反、システムの運用上のトラブルも発生しております。

以上のような状況に対応するためには一人ひとりが高い意識と知識を持って行動できる必要があります。そのためには環境問題、関連法規制、対策技術をよく理解し、自社のマネジメントシステムを有効に活かすことができる人材を育てなければならないと考えられます。

そこで（一社）長野県産業環境保全協会では、環境担当者の世代交代に対応し、新たな時代に対応する人材を育てる場として標記研修会を開催いたします。なお、参加者の皆様方には基礎知識及び現場での対応力を確実に身に付けていただくため、少人数制の講義となっておりますので、お早めにお申し込みいただくようお願い申し上げます。

**当研修会では新型コロナウイルス感染防止のため以下実行いたします。**

- ・参加者、講師の距離を十分とる。
- ・消毒液の用意と使用
- ・十分な換気
- ・マスクの着用

主 催：一般社団法人長野県産業環境保全協会

後 援：長 野 県

## 1. とき・ところ

	岡谷会場	長野会場
開催期日	第1日 2020年9月16日(水) 第2日 2020年9月17日(木)	第1日 2020年9月28日(月) 第2日 2020年9月29日(火)
開催場所	長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門 (4F 講堂) 岡谷市長地片間町 1-3-1 Tel 0266-23-4000	長野県中小企業会館 (5F 大会議室) 長野市中御所字岡田 131-10 Tel 026-228-5886 (長野産環協)

## 2. プログラム

### 第1日 公害対策と環境問題基礎

10:00~10:20	オリエンテーション
10:20 ~ 12:00	環境法規制(1) 水質・大気・騒音・ 地球環境等
12:00~12:50	昼 食
12:50 ~13:50	環境科学基礎 最近の環境問題の動向
13:50 ~15:10	環境保全技術 排水処理・騒音・臭気
15:20 ~16:40	演習1 講義の振り返り等

### 第2日 廃棄物・マネジメント・省エネ

10:00 ~11:10	環境法規制(2) 廃棄物関連法規
10:10 ~12:00	環境法規制(3) 化学物質、その他の法規
12:00~12:50	昼 食
12:50 ~13:50	環境マネジメントシステム基礎 日常業務の改善に活かす SDGsに取り組む
13:50 ~15:10	環境対策事例紹介 省エネ・再エネ、廃棄物削減、 化学物質管理等
15:10 ~16:40	演習2 講義の振り返り等

★各講義の講師は協会技術専門委員と協会職員が行います。

★参加者には修了証が発行されます。

3. 定員 各会場 15名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

4. 受講料(2日間:テキスト代、消費税を含みます。)

(1)(一社)長野県産業環境保全協会会員 ￥16,000

(2)その他(当協会会員外) ￥21,000

希望者には一食700円のお弁当を用意いたします。希望者は参加申込書に記入してください。代金は第1日目の受付時に現金でお支払いください。

受講料の返戻はいたしませんのでご了承ください。(受講者の変更は差し支えありません。)

## 5. 申込締切日

岡谷会場：2020年9月9日（水）、長野会場：2020年9月23日（水）必着のこと

## 6. 申し込み方法

- (1) 銀行振込・・・後記の申込書に必要事項を記入の上、申込書を締め切り日までに当協会講習会係あてFAX、Eメールまたは郵便で送付の上、同日までに受講料を下記口座へお振り込み願います。

八十二銀行本店 (普) No. 323900

長野銀行長野支店 (普) No. 0313357

長野信用金庫石堂支店 (普) No. 0186816

長野県信用組合本店 (普) No. 2129063

郵便振替 00540-3-15713

口座名・・・・・・・・一般社団法人長野県産業環境保全協会

- (2) 書留郵便・・・後記の申込書に必要事項を記入の上、受講料を添えて締め切り日までに下記へ郵送願います。

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 5階

(一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

**Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail ea21nasa@valley.ne.jp**

-----切り取り線-----

2020年 月 日

## 環境保全基礎研修会参加申込書

一般社団法人長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_

Fax \_\_\_\_\_

参加者氏名	所属	会場（どちらかに○）	お弁当
		岡谷会場・長野会場	要・不要

備考 整理の都合上、受講料の取り扱いについて○印をつけてください。

郵便振込・銀行振込 八十二銀行・長野銀行 に 月 日 名分

長野信用金庫・長野県信用組合 振り込みました・振り込みます

請求書(必要・不要) 請求書送付先(部署名、担当者名) \_\_\_\_\_

※原則として現金で受領した場合にのみ領収書を発行いたします。(銀行振込書控えが領収書です。)

※請求書が必要な方はご連絡願います。

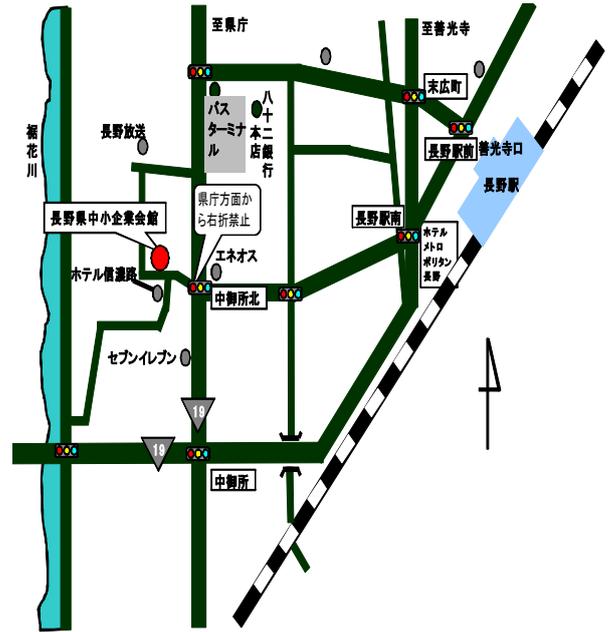
## 7. 会場案内

### <岡谷会場>



J R 岡谷駅からタクシー約 10 分  
長野自動車道岡谷インターから 8 分

### <長野会場>



長野駅から徒歩約 8 分、長野パルターミナルから徒歩 2 分  
なるべく公共交通機関でご来場ください。

----- 切り取り線 -----

## 事前質問票

事前に知りたいこと及び講演内容等に要望がありましたら、ご記入の上、F a x、郵便または e-mail で当協会、講習会係りまでお送りください。

Fax : 026-228-5872      e-mail : ea21nasa@valley.ne.jp

住所 : 長野市中御所岡田 131-10      (一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

事業所名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

質問事項

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和2年(2020年)7月16日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一**「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針」に基づく協力依頼について**

日頃は、産業労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

7月9日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、7月10日から31日までの長野県としての対応についての基本の方針を定め、要請させていただいたところです。

この基本の方針である「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（「長野県としての対応について」を名称変更）について、本日開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、一部改定しました。

つきましては、改定された箇所に関し、貴会会員や会員企業の従業員に対し、あらためて下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、依頼の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

**○ 新たに協力を依頼する事項****(1) 感染拡大が更に進んだ都道府県等への往来の必要性等の検討、慎重な判断**

直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、必要性を改めて検討していただき、慎重に判断していただくこと。また、高齢者や妊婦、基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方については、こうした地域への往来をできるだけ控えていただくことを検討していただき、重症化リスクの高い方に接する機会のある方も、往来の必要性については慎重にご検討いただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

(注) 7月16日現在で対象となる都道府県は、埼玉県、東京都です。

なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

**(2) 夏季の帰省について、風邪症状等、体調の異変等がある場合の慎重な対応**

夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するよう、ご家族を通じて呼びかけるように、会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

産業労働部産業技術課技術振興係 (参事兼課長) 西原快英 (担当) 林 俊哉 電話 026-235-7196 FAX 026-235-7197 Eメール <a href="mailto:sangi@pref.nagano.lg.jp">sangi@pref.nagano.lg.jp</a>
--

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょよう。  
また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょう。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗浄**を行いましょよう。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の**分散等**を推進しましょよう。
- お客様に**咳エチケット**や**手指の消毒**を呼びかけましょよう。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様にお知らせしましょよう。

長野県

# さわやか信州省エネ大作戦・2020夏 実施中！

令和2年7月1日（水）から9月30日（水）まで

重点テーマ：**感染症や熱中症を予防しながら、健康・エコな暮らしを!!**

健康でエコな暮らしを実現するための情報の発信をはじめ、エネルギー供給事業者が主体となって進める省エネ啓発企画の募集、夏を快適に過ごすためのアイデア募集など、県が事業者、県民と一体となって取組を進めます。

各事業の詳細は、HP をご覧ください →

[長野県 節電・省エネポータルサイト](#)

検索

## —温暖化の現状や、エコな取組を知る—

まなぶ  
・  
体験する

### ○信州環境カレッジ

- ・県内の様々な環境イベントを講座として登録
- ・セミナーや体験学習を通じて省エネに関する「まなび」を促進
- ・e-ラーニングやWEB講座用動画を通じた「まなび」の機会の提供も予定



### ○エネルギー供給事業者の省エネ啓発企画の募集

- ・県内にエネルギー（ガス・電気）を供給する事業者が実施する、県民を巻き込む省エネ啓発イベントを募集
- ・事業者と県が協力してPRし、県民のさらなる省エネの取組を促進



## —エネルギーの見える化で、省エネ・創エネを身近に—

しらべて  
みる

### ○信州屋根ソーラーポテンシャルマップ

- ・屋根の面積、傾斜、地域の日射量、周囲の日陰等の情報を利用し、自宅での太陽光発電、太陽熱利用のポテンシャル及び予想節約額を可視化したマップを全県で公開
- ・蓄電池や電気自動車（EV）などと組み合わせたエネルギーの有効な活用方法を検討



## —健康・エコな生活を実践し共有する—

やってみる

### ○健康・エコな過ごし方を発信

- ・感染症予防のための換気と、熱中症予防のためのエアコン利用について、この夏を健康に過ごすための手法を省エネの観点も踏まえ紹介
- ・長野県家庭の省エネアドバイザーへのインタビュー形式によりわかりやすく発信



### ○省エネアイデアの募集

- ・暑い夏を健康で涼しく、エコに過ごすために実践している「省エネ行動」、「グッズの活用」、「料理」など、県民が実践できる工夫やアイデアを幅広く募集
- ・誰もが取り組めるアイデアとしてHPで公表



○中小規模事業者向け省エネメニュー →別紙参照

## 初期投資不要の省エネの提案について（設備担当者向け）

- 県は 2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするための方針（長野県気候危機突破方針）を策定しました。「2050 ゼロカーボン」の実現のためには皆様の御協力も必要となります。
- 県がこれまで実施した無料省エネ診断（別添チラシ）での提案項目をとりまとめましたので、事業所で取り組んでいない省エネ項目がありましたら是非試してみてください。例えば次のようなものがあります。（削減金額は、特定の設備や条件下で試算）

- ・空調機の**フィルター清掃**で、**20万円/年程度**の経費削減
- ・空調、床暖房**温度設定を1℃緩和**し、**120万円/年程度**の経費削減

- 「使用しない機器のコンセントを元から抜く」、「電気契約の見直し」等も効果的です。
- 無料省エネ診断の受診についても是非御検討ください。（別添チラシ参照）

主な省エネ提案項目（初期投資不要）

No.	設備・機器等	省エネ項目	業種				
			事務所	福祉	病院	宿泊	産業
1	空調	室外機排気のショートサーキット防止	○	○	○	○	○
2		冷温水発生機やボイラの燃焼空気比調整	○	○	○	○	○
3		空調機のフィルター清掃	○	○	○	○	○
4		空調・床暖温度設定の緩和	○	○	○	○	○
5		外気導入量の削減による空調負荷削減	○	○	○	○	○
6		チラー・冷温水機の冷水・冷却水設定温度の見直し	○	○	○	○	○
7		オール電化厨房換気量の見直し		○	○	○	
8		入口玄関部の流出空気の削減による空調負荷低減	○	○	○	○	
9		空調運転時間の短縮	○	○	○	○	○
10		ボイラ不使用時の不要電力の削減	○	○	○	○	○
11	風呂	露天風呂の保温シートによる放熱削減		○		○	
12		風呂の夜間加温の停止		○		○	
13		風呂運転時間の見直し		○		○	
14	照明	場所に応じた照明照度の適正化	○	○	○	○	○
15	圧縮空気	圧空供給圧の見直し					○
16		エアリー漏れ対策					○
17		電力の見える化とエネルギーフローの見直し	○	○	○	○	○
18	その他	凍結防止帯の運用変更	○	○	○	○	○
19		パソコン待機電力の削減	○	○	○	○	○

お問い合わせ先

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室  
 電話 026-235-7022（直通）  
 メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

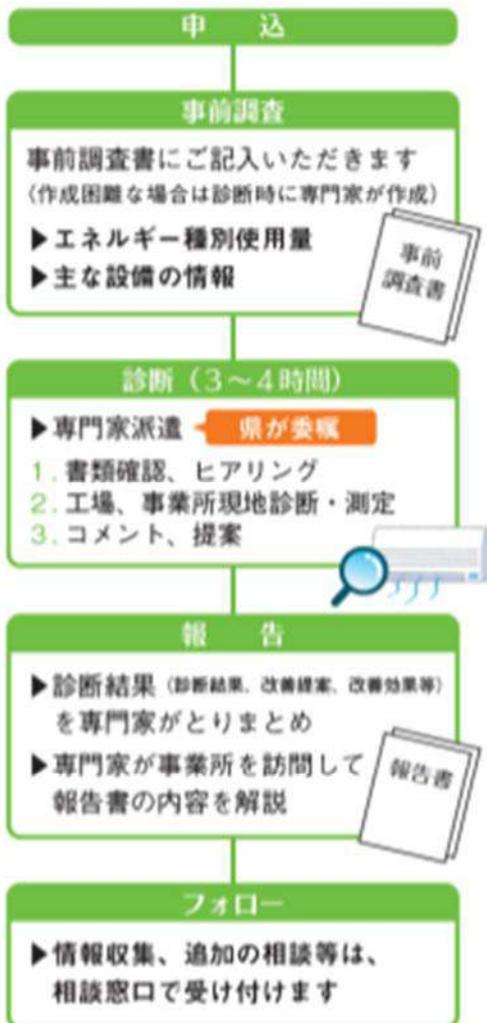
# 無料で！！ 省エネ診断

## ? 省エネ診断って何? ?

- ・空調やボイラー等の設備の設定や使用状況を調査します
- ・電気代やガス代を節約するためのアドバイスをします

## 電気・ガス代 損していませんか？

### 省エネ診断の流れ



**経費のムダに気付く**  
→ 経営改善に繋がります

**電気やガスの使用量が見える化**  
→ 経営者、従業員の意識が変わります

**省エネ診断のメリット**

**専門家からのアドバイス**  
→ 設備改修のコツ、補助金の情報がわかります

**温室効果ガスの削減**  
→ 環境への貢献をPRできます

### 省エネ診断のお申込み

申込書(ゼロカーボン推進室HPから取得できます)に必要事項をご記入の上、FAX又は電子メールにてお申し込みください。

相談窓口 (長野県 ゼロカーボン推進室内)

☎ 026-235-7022 FAX: 026-235-7491

E-mail: zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

長野県 中小 省エネ

検索

しあわせ信州



～ デマンド管理と節電 ～

今回の省エネコラムではデマンド管理による節電について取り上げました。自家用電気工作物の電気保安管理業務を外部委託する事業者では、委託先よりデマンド監視装置の設置を提案されている例があります。しかし、デマンド監視装置を設置しても十分に活用されていないことがあります。デマンド監視装置を設置すれば自動で節電や省エネが進むものではなく、如何に活用するかにより効果が大きく異なります。

以前の省エネコラムで電気料金の仕組みを取り上げました。契約電力 500kW 未満の小口需要家の実量制契約電力では次のようになります。

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 太陽光発電促進付加金

この基本料金を低減する目的がデマンド管理です。契約電力は各月の「最大需要電力」＝「最大デマンド」で決まります。毎時0分～30分、30分～0分で積算して1時間に換算した電力を言います。

過去1年間の最大デマンドで1年間の契約電力が決まりますので、ピークをなるべく低くしようというのがデマンド管理です。デマンドをどうやって管理するのか、ここではその進め方の一例を紹介します。

① デマンド監視装置設置

デマンドの見える化を図るためにデマンド監視装置を設置します。デマンドの予測、警報や記録を残すことができます。

② デマンド低減目標設定

デマンドの記録を基にデマンドの低減目標を設定します。デマンドの契約電力の削減は電力使用量を減らすことではなくピークカットすることです。

③ ピーク時運転状況分析

今の契約電力が決まった時の以前の日の30分間で、どの設備が動いていて、どんな運転をしていたか検討することにより、ある程度の設備の運転状況が推測できます。最大デマンドが発生した一日の時刻別電力使用状況のグラフを作成することも有効です。

④ デマンド低減検討

ある程度の設備の運転状況が把握できたら、運転時間をずらすことのできる設備はないかを検討します。停止できる設備を事前に検討してデマンド監視装置の警報が出たら対象設備を停止します。その設備を停止しても警報が継続する場合は、更に停止可能な設備があるかどうか事前に検討しておきます。停止可能な設備の優先順位を決めておくことが大切です。生産設備でない空調機器や照明機器などを一時的に停止することも一つの方法です。当然ながら、安全や品質面の問題を起こすことがないか、生産性が低下し残業などが発生しないかなど検討しておくことが重要です。

---

小林 和男 小林技術士事務所 所長  
技術士（電気電子部門/総合技術監理部門）

e-mail : koba@iiyama-catv.ne.jp

## 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第7回）

### ○大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準

（政令第3条の2別表第2の2、規則第16条の2）

番号	施設名	規 模	敷地境界基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	10 本/L
2	混合機	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	
3	紡織用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
5	研磨機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
6	切削用機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
9	穿孔機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。			

### ○大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準

#### 1 特定建築材料（政令第3条の3）

政令番号	特 定 建 築 材 料
1	吹付け石綿（石綿が質量の 0.1%を超えて含まれる石綿含有吹付けロックウール、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材を含む。）
2	石綿が質量の 0.1%を超えて含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

特定建築材料に該当する建築材料の例

区 分	建 築 材 料 の 具 体 例
吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く。）	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く。）	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温剤 ④石綿含有けい酸カルシウム保温剤 ⑤石綿含有ひる石保温剤 ⑥石綿含有水練り保温剤
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く。）	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材

2 特定粉じん排出等作業（政令第3条の4）

政令 番号	作 業 内 容
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業

3 作業基準（規則第16条の4）

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
- イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
  - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
  - ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第7

番号	作 業 内 容	作 業 基 準
1	令第3条の4第1号に掲げる作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気 JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

番号	作業内容	作業基準
		<p>ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、令第3条の3第2号に掲げる建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>令第3条の4第2号に掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項右欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項の右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

(※次回は、大気汚染防止法第2条第13号の規定による水銀排出施設及び排出基準関係です。)

# 環境法令改正情報

4月1日～7月16日

令和2年度

4月

1日	経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業三四）	「フロン排出抑制法」第13条（使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告及び命令）第1項並びに同法施行令第1条（指定製品）の規定に基づき、平成27年経済産業省令第29号の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（厚生労働・経済産業・環境四）	「化学物質審査規制法」第2条（定義等）第5項の規定に基づき、通し番号252から257の化学物質を優先評価化学物質として指定し、公示する。
	冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（同八〇）	「フロン排出抑制法」第12条（指定製品の製造事業者等の判断の基準となるべき事項）第1項及び第14条（表示）の規定に基づき、平成27年経済産業省告示第51号の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3の規定は、同年10月1日から施行する。
	硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（同八一）	「フロン排出抑制法」第12条（指定製品の製造事業者等の判断の基準となるべき事項）第1項及び第14条（表示）の規定に基づき、平成27年経済産業省告示第52号の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。
	硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（同八二）	「フロン排出抑制法」第12条（指定製品の製造事業者等の判断の基準となるべき事項）第1項及び第14条（表示）の規定に基づき、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3の規定は、同年10月1日から施行する。
2日	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境一四）	土壌汚染対策法の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を定め、公布の日から施行する。ただし、第二の規定は、令和3年4月1日から施行する。
	土壌の汚染に係る環境基準の一部を改正する件（環境四四）	環境基本法第16条（環境基準）の規定に基づき、平成3年8月環境庁告示第46号の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。
	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件（同四五）	土壌汚染対策法施行規則第6条（試料採取等の実施）第2項第2号の規定に基づき、平成15年3月環境省告示第17号の一部を改正し、令和3年4月1日から適用する。
	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件（同四六）	土壌汚染対策法施行規則第6条（試料採取等の実施）第3項第4号の規定に基づき、平成15年3月環境省告示第18号の一部を改正し、令和3年4月1日から適用する。
7日	水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境四七、四九）	農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬基準（平成20年7月環境省告示第60号）の一部を改正し、公布の日から適用する。
	生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同四八）	農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）の一部を改正し、公布の日から適用する。

## 環境法令改正情報

13日	伊勢志摩国立公園の指定植物を指定する件（環境五〇）	自然公園法第20条（特別地域）第3項第11号の規定に基づき、「国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」（昭和55年3月環境庁告示第23号）の一部を改正し、公布の日から適用する。
22日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（一四八）	労働安全衛生法第14条（作業主任者）、第31条の2（注文者の講ずべき措置）、第65条（作業環境測定）第1項等の規定に基づき、労働安全衛生法施行令の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。*作業主任者に関する経過措置あり。
	特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八九）	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、並びに労働安全衛生法第14条（作業主任者）等、作業環境測定法第3条（作業環境測定の実施）等、労働安全衛生法施行令第6条（作業主任者を選任すべき作業）等の規定に基づき、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」を定め、令和3年4月1日から施行する。
	作業環境評価基準等の一部を改正する告示（厚生労働一九二）	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、並びに労働安全衛生法第65条（作業環境測定）第2項等、特定化学物質障害予防規則第7条（局所排気装置等の要件）等並びに作業環境測定法施行規則第22条（試験の細目）等の規定に基づき、作業環境評価基準等の一部を改正する告示を定め、令和3年4月1日から施行する。
23日	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一九四）	食品衛生法第11条（食品又は添加物の基準・規格の制定）第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する。
27日	温泉法施行規則第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等の一部を改正する件（環境五一）	温泉法施行規則第6条の3（温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に係る技術上の基準）第1項第1号及び第3号並びに第6条の6（災害の防止のための措置を必要としない基準）第1項の規定に基づき、平成20年7月環境省告示第58号の一部を改正し、公布の日から適用する。
	我が国における平成三十年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件（同五二）	地球温暖化対策の推進に関する法律第7条（温室効果ガスの排出量等の算定等）の規定に基づき、我が国における平成30年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を告示する。
28日	食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件（厚生労働一九五）	食品衛生法第18条（食品用器具・容器包装）第3項ただし書の規定に基づき、食品衛生法第18条第3項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を「食品中濃度として0.01mg/kgとし、令和2年6月1日から適用する。

## 環 境 法 令 改 正 情 報

28日	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同一九六）	食品衛生法の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正し、改正法施行の日（令和2年6月1日）から適用する。ただし、この告示の適用の日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものが同日から起算して5年を経過する日までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される食品衛生法施行令第1条に規定する材質の原材料であって、これに含まれる物質については、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準の別表第一に掲げられているものとみなすことができる。なお、改正の関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局基準審査課で縦覧に供するとともに、厚生労働省ホームページにより公表する。
30日	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の全部を改正した件（環境五三）	「動物愛護管理法」第5条（基本指針）第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年10月環境省告示第140号）を全部改正し、6月1日から適用する。

5月

15日	新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（環境一六）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「廃棄物処理法」上、一定の期限までに履行しなければならない義務の一部について、その履行が困難になっている状況を踏まえ、制度上必要な措置を講じるもの。多量排出事業者の廃棄物処理計画及び実績の年次報告（法第12条）、産業廃棄物管理票の交付状況の年次報告（法第12条の3）等。
26日	組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働二一八）	バイエルクロップサイエンス株式会社が申請した品種又は品目「わた」について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1のAの2に規定する安全審査手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）の規定により公表する。
29日	食品衛生法第十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設（厚生労働二二六）	食品衛生法第11条（食品又は添加物の輸入の禁止）第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設を定め、令和2年6月1日から適用する。

6月

1日	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一二）	食品衛生法第13条（基準・規格の設定）第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
4日	国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（環境五五）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一（第1条の2（海洋環境の保全の見地から有害である物質））各号ロ及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成18年12月環境省告示第148号）の一部を改正し、公布の日から施行する。

## 環境法令改正情報

4日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（同五六）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）第4条（検定方法）に基づき、昭和48年2月環境庁告示第14号の一部を改正し、令和2年7月1日から施行する。
5日	大気汚染防止法の一部を改正する法律（三九） <b>*参考資料掲載あり</b>	大気汚染防止法の一部を改正し、公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（一部は別規定あり。）から施行する。経過措置あり。
	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）	地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正し、公布の日から施行する。
	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（経済産業・環境四）	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条（用語）第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正し、公布の日から適用する。
	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第一項ただし書、第六条第一項ただし書、第十一条（第十二条第三項及び第五項において読み替えて適用する場合に限る。）、第十三条第一項ただし書並びに第十五条第一項ただし書の規定に基づき、各条項の事由並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める期限（同五）	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条（報告の方法等）第一項ただし書き等の規定に基づき、各条項の事由並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める期限を定め、公布の日から施行する。
	調整後温室効果ガス排出量を調整する方法第三第二項の規定に基づき、同項の事由並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める期間（同六）	調整後温室効果ガス排出量を調整する方法第三第二項の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める期間を定め、公布の日から施行する。
10日	公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令（総務五九）	公害紛争処理法を実施するため、公害紛争処理法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。同法施行規則第1条（委員等の名簿）に関する改正。経過措置あり。
12日	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）	「化管法」第5条（排出量等の把握及び届出）第2項並びに第6条（対応化学物質分類名への変更）第1項等の規定に基づき、「化管法施行規則」の一部を改正し、公布の日から施行する。日本における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、期限内の義務の履行が困難な状況に対応するため、化管法規則に届出等の履行期限を延長するための規定を措置し、あわせて令和2年度の届出期限を定める告示を定めた。
	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境二）	「化審法」第3条（製造等の届出）第1項第4号の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号）の一部を改正し、公布の日から施行する。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、期限内の義務の履行が困難な状況に対応するため、同省令第5条第2項に報告期限を延長するための規定を新設した。
	経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五七）	「化審法」第8条（製造数量等の届出）第1項、第9条（製造数量等の届出）第1項、第13条（製造数量等の届出）第1項及び第35条（製造予定数量の届出等）第6項の規定に基づき、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号）の一部を改正し、公布の日から施行する。

## 環境法令改正情報

12日	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）</p>	<p>改正後の「化管法」施行規則第5条（届出の方法等）第1項並びに第8条（対応化学物質分類名への変更等の請求の方法）第1項等の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を事由とするものは、令和2年度の届出・請求等の期限は、令和2年7月31日とし、公布の日から施行する。</p>
	<p>新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の規定に基づく事由並びに厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める期限を定める件（厚生労働・経済産業・環境五）</p>	<p>改正後の新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第5条（確認を受けた新規化学物質に係る報告）第2項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を事由とするものは、令和2年度の報告期限は、令和2年7月末日とし、公布の日から施行する。</p>
	<p>経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期限を定める件（経済産業一二七）</p>	<p>改正後の「経済産業省関係化審法施行規則」（昭和49年通商産業省令第40号）第9条の2（一般化学物質等の製造数量等の届出）第2項、第10条（監視化学物質の製造数量等の届出）第2項及び第15条（第二種特定化学物質の製造数量等の届出）第2項の規定に基づき、各項目の事由及び期限を新型コロナウイルス感染症、期限は、令和2年7月31日とし、公布の日から施行する。</p>
	<p>水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二）</p>	<p>水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第24条（管理に関する報告）第1項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正し、公布の日から施行する。新型コロナウイルス感染症による影響考慮。</p>
	<p>水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）</p>	<p>水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第22条（貯蔵に関する報告）第1項の規定に基づき、水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。新型コロナウイルス感染症による影響考慮。</p>
	<p>水銀含有再生資源の管理に関する命令第二条の規定に基づく事由及び主務大臣が定める期限を定める件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）</p>	<p>改正後の水銀含有再生資源の管理に関する命令第2条の規定に基づき、同条の事由及び期限を新型コロナウイルス感染症、期限は、令和2年8月末日とし、公布の日から施行する。</p>
	<p>水銀等の貯蔵に関する省令第三条の規定に基づく事由及び主務大臣が定める期限を定める件（総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）</p>	<p>改正後の水銀等の貯蔵に関する省令第3条の規定に基づき、同条の事由及び期限を新型コロナウイルス感染症、期限は、令和2年8月末日とし、公布の日から施行する。</p>
18日	<p>やんばる国立公園の指定植物を指定する件（環境五七）</p>	<p>自然公園法第20条（特別地域）第3項第11号の規定に基づき、「国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」（昭和55年3月環境庁告示第23号）の一部を改正し、公布の日から適用する。</p>
	<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）</p>	<p>食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。</p>
	<p>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二三八）</p>	<p>食品衛生法第13条（基準・規格の設定）第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する。経過措置あり。</p>
24日	<p>毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二〇三）</p>	<p>毒物及び劇物取締法別表第一（毒物）第28号（政令で定めるもの）、別表第二（劇物）第94号（政令で定めるもの）及び第23条の5（経過措置）の規定に基づき、毒物及び劇物指定令の一部を改正し、一部を除き令和2年7月1日から施行する。</p>

## 環境法令改正情報

26日	労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二四五）	労働安全衛生法第57条の4（化学物質の有害性の調査）第1項に規定する新規化学物質について届け出があったので、その名称を公表する。通し番号28450～28706。
29日	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一七）	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正し、改正法施行の日（令和2年7月1日）から施行する。
30日	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二五一）	食品衛生法第13条（基準・規格の設定）第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する。経過措置あり。
7月		
1日	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（厚生労働二五三）	食品衛生法第36条《登録検査機関の変更等に係る届出》第2項の規定に基づく登録検査機関の代表者、所在地等の変更に関する届出についての公示。
	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件（同二五四）	食品衛生法第36条《登録検査機関の変更等に係る届出》第1項の規定に基づく登録検査機関の事業所の廃止に関する届出についての公示。
	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件（同二五五）	食品衛生法第36条《登録検査機関の変更等に係る届出》第1項の規定に基づく登録検査機関の事業所の設置に関する届出の公示。
	石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三四）	労働安全衛生法第27条第1項、第59条（安全教育）第3項、第66条（健康診断）第2項等の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令を定め、一部を除き、令和3年4月1日から施行する。経過措置あり。
	建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（厚生労働・国土交通・環境一）	建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）の一部を改正し、令和2年7月1日から施行する。経過措置あり。
2日	特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境四六～五〇）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条（特定特殊自動車の形式届出）第1項の規定に基づく届出があった旨の公示。
	少数生産車の型式を承認した件（同五一～五四）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条（特定特殊自動車の表示）第3項の規定に基づき、少数生産車の型式について承認した旨の公示。
	少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同五五～五九）	特定特殊自動車特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第19条（少数生産車の承認）第9項の規定に基づき、少数生産車の承認の失効の届出があった旨の公示。
	少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同六〇～六二）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第19条（少数生産車の承認）第11項の規定に基づき、少数生産車の型式についての承認を取り消した旨の公示。
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（国土交通七一三）	海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第8条（型式の変更の承認）の規定に基づき、型式の変更を承認した旨の公示。
7日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境五八）	「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の公示。株式会社予州興業が愛媛県に設置するPCB汚染物の洗浄施設。

## 環境法令改正情報

13日	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境二）	「遺伝子組換え生物規制法」第4条（遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認）第1項の規定に基づき、令和2年6月17日付で承認した第一種使用規程の告示。
14日	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を定める件の一部を改正する件（経済産業一四九）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第30条第5号の規定に基づき、平成28年経済産業省告示第247号（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条の2第5号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を定める件）の一部を改正し、公布の日から施行する。
	食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一四〇）	食品衛生法第52条（器具・容器包装製造施設の必要措置）第1項等、クリーニング業法第5条（免許証）第1項及び2項、理容師法第11条（理容所の開設手続）第1項並びに美容師法第11条（美容所の位置の届出等）第1項の規定に基づき、並びに食品衛生法、公衆浴場法、旅館業法、クリーニング業法、理容師法及び美容師法を実施するため、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令を定め、一部を除き、令和2年12月15日から施行する。
	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二六二）	食品衛生法第13条（基準・規格の設定）第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する。経過措置あり。
16日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一八）	「廃棄物処理法」第15条の2の5（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）第1項の規定に基づき、「廃棄物処理法」施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置等あり。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境五九）	「廃棄物処理法」第15条の4の4（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった旨の告示。株式会社イオンが福島県に設置するPCB汚染物の洗浄施設。
	食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）	日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第2号）の施行に伴い、並びに食品表示法第4条（食品表示基準の策定等）第1項等並びに食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定に基づき、食品表示基準及び食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を定め、日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和2年7月16日）から施行する。経過措置あり。
食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一一）	食品表示法第6条（指示等）第1項の規定に基づき、食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正し、公布の日から施行する。	

## 参考資料

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年5月29日可決成立・令和2年6月5日法律第39号）の閣議決定時の環境省報道発表資料（令和2年3月10日）の抜粋を参考として掲載します。

### 大気汚染防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について

#### 1. 法改正の背景

- (1) 大気汚染防止法の平成25年の改正から5年が経過したことから、施行状況の検討を行ったところ、これまでは規制の対象ではなかった石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになりました。また、解体等工事前の建築物等への石綿含有建材の使用の有無の事前調査において石綿含有建材を見落とすことや、除去作業時に石綿含有建材の取り残しがあることにより、工事に伴い石綿が飛散する事例がありました。
- (2) こうした状況を受けて、中央環境審議会において平成30年10月～令和2年1月に「石綿飛散防止小委員会」※が開催され、今後の石綿飛散防止の在り方について有識者に御議論いただきました。これを踏まえ、令和2年1月24日（金）に中央環境審議会より答申（「今後の石綿飛散防止の在り方について」）をいただいたところです。今般、この答申を踏まえ、大気汚染防止法の一部を改正することとしたものです。（※平成30年8月に環境大臣より中央環境審議会会長に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問し、この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置されました。）

#### 2. 法律案の概要

- (1) 規制対象の拡大  
規制対象について、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に拡大するための規定の整備を行います。
- (2) 事前調査の信頼性の確保  
石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付けます。また、調査の方法を法定化する等を行います。
- (3) 直接罰の創設  
石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設します。
- (4) 不適切な作業の防止  
元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付けます。
- (5) その他  
都道府県等による立入検査対象の拡大、災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等、所要の規定の整備を行います。

#### 3. 施行期日

本法は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとします。ただし、事前調査結果の報告については、公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとします。

これからの再生可能エネルギーの調達について（第一回）

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社  
EA21 サポーター 唐木 力

再生可能エネルギーの普及について

コロナ感染の影響が続く中、気候変動の影響も待たなくなった無しの状況になってまいりました。エコアクション 21 などの環境経営システムを取り入れている企業、団体においては、未曾有の災害や温暖化のなかでどう事業継続をしていくかと同時に、10 年先、20 年先のリスクに向けて備えは万全か、という短期的な視点と長期的な視点の双方が重要となります。

そのなかで大きな注目を浴びているのが、「再生可能エネルギー」です。略して再エネと言いますが、英語では「Renewable Energy」と言います。「Renewable」=更新しうる、継続できるという意味を含んでおり、自然環境のなかで反復して使用しても生態系を壊さない、あるいは復元可能な状態になるのでまた使えるエネルギーを指します。ここであらためて「再エネ」を定義します。

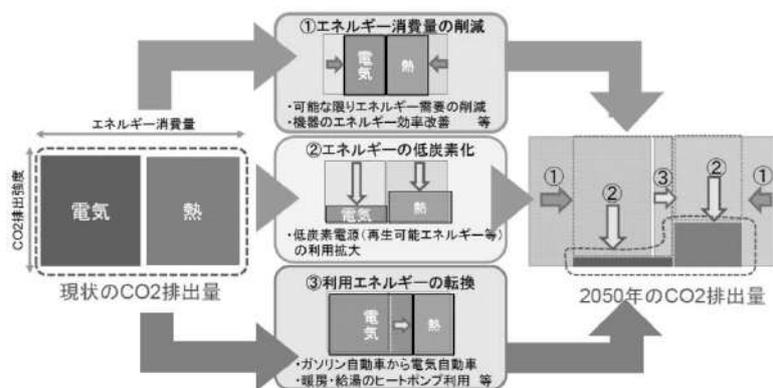
再生可能エネルギーとは、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスから作りだした電気や熱のことです。それでは、なぜ再エネが注目されているのでしょうか。理由は3つあります。

- 1) CO2 削減（気候変動対策）において有効な手段（人為的 CO2 排出ゼロ）だから
- 2) 経済合理性のあるエネルギーだから
- 3) 分散型電源として災害時にも利用可能だから

CO2 削減と再エネの役割

まず、1) の CO2 削減における再エネの利用ですが、政府が打ち出している CO2 削減の目標としては、2030 年までに 26%削減（2013 年比）、2050 年までに 80%削減となっております。図 1 が電気と熱の

CO2 排出量を削減するイメージですが、①のエネルギー削減、いわゆる省エネの部分と②の低炭素電源=再エネの利用拡大による削減面積を比較すると、②の再エネ利用が①の省エネの3倍ほどになっているのがわかります。



このように CO2 削減には、省エネと同時に再エネの調達をどのように行うかが大きなカギとなります。

再生可能エネルギーは経済合理性のあるエネルギーか

2) に挙げた経済合理性は実際にはどうなっているのでしょうか。

図2に示すように世界平均では、太陽熱を除いて化石エネルギーと競争できる範囲（点線枠）に入っていることがわかります。特に弊社が取り扱っている自家消費型太陽光発電設備で試算した場合、日本国内での商用電力が12円/kWh（※1）に対して、10円/kWh～14円/kWh（※2）となり、商用電力よりも安くなっています。

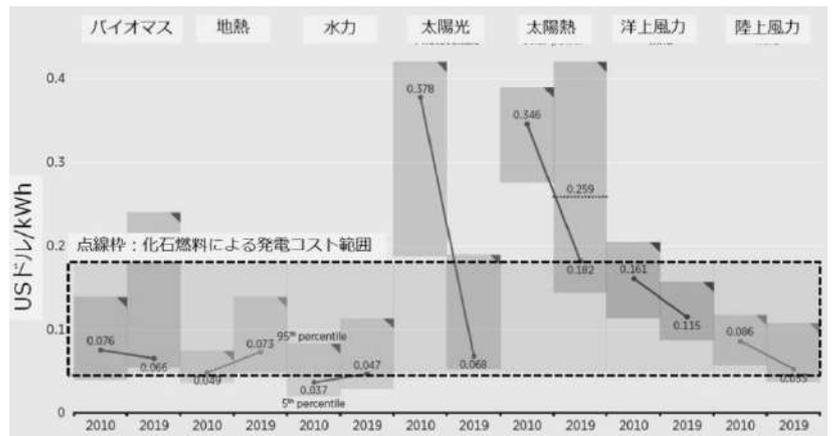


図2：IRENA, Power Generation Costs 2019

また、自家消費型の太陽光設備を導入することで、年々負担額が増している「再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、再エネ賦課金）」を自社の敷地内で発電し消費した再エネ分（kWh単位）は負担する必要がなくなるため、その分だけでもコスト削減につながります。



再エネ賦課金は、送配電線から電気を買っている皆さま全てに一律で賦課される料金ですが、令和2年5月より1kWh当たり2.98円課せられており、前述のkWh当たりの平均電力単価12円/kWh～19円/kWhにプラスして考えると再エネ賦課金は全単価の15%を超えることとなります。地産地消の再エネ導入によりkWh当たり15%の削減効果は確実に見込めます。

※1…東京電力エナジーパートナーの高圧プランの従量単価（税込）を参照（2020年5月時点）

※2…当社調べによる発電コスト（税込）＝設備費、維持費総計÷パネル耐用年数分の予想発電量

### 災害レジリエンスと再エネの役割

最後にBCP対策としての再エネ利用も今非常に注目を浴びています。再エネ全般に言えることですが、特に導入が簡単な太陽光発電の場合、その日の気象条件に左右されるというデメリットがありました。現在、高性能で大容量の蓄電池が出始めていることから、通常時の安価な電力を安定的に供給すると同時に、災害時の非常用電源や一定の災害には影響されないような分散型電源の確保が急務となっています。

今回は、再エネ調達の各種手法について解説いたします。

## ～協会からのお知らせ～

○ 当会主催「化学物質管理関連研修会」の開催について

10月19日（月）岡谷市での開催を予定しています。新型コロナウイルス感染症等の動向により日程等変動する可能性があります。詳細が決定次第、当会ホームページ等でお知らせいたします。

○ 当会・長野県共催で例年県下4会場で開催しているエコアクション21セミナーについても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見合わせています。中止又は開催が確定した時点で、当会ホームページ等でお知らせいたします。

○ 当会が長野県内の担当地域事務局事業を担っているエコアクション21の運営主体の中央事務局が、2020年度エコアクション21審査員試験募集を8月17日（月）必着で出願受付中です。詳細については、中央事務局のホームページ（<http://ea21.jp/news/2365/>）に掲載されている募集要項を確認してください。当会事務局に問い合わせいただいても結構です。

## ☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

新型コロナウイルス感染症の関係で当会研修会やエコアクション21地域事務局事業などの協会事業の実施が見通せない状況が続いています。

このような中、本号から新たな連載として「再エネコラム」をスタートしました。長野県が、気候非常事態宣言（2050 ゼロカーボンへの決意）を踏まえ、今年4月1日に「長野県気候危機突破方針」を示しました。その推進シナリオでは、徹底的な省エネルギーで最終エネ消費量を7割削減、再生可能エネルギーの生産量を3倍以上に、という具体的な目標を数値で示しています。これを受けて、「環境速報」では、今までの省エネコラムに加えて、再生可能エネルギーに関するコラム＝「再エネコラム」の連載を始めました。限られた誌面の中で、可能な限り、わかりやすく、具体的に情報提供していただくよう執筆者の皆さんにお願いしています。ご意見・ご提案をお待ちしています。

（専務理事 古川雅文）

ボイラ・ヒーター及び熱交換器

熱関連機器の総合メーカー

 株式会社 前田鉄工所

<http://www.maedatekkou.co.jp/>

<本社・長野工場> 〒382-8555 須坂市豊丘 1385-1

TEL 026-246-7301(代) FAX 026-246-7335

<長野営業所> 〒381-0014 長野市北尾張部 105-1

TEL 026-243-3443(代) FAX 026-251-0393

CLEAN PRODUCTS<sup>®</sup>

●環境管理支援システム●資源化コンサルティング●環境アセスメント●一般計量証明事業●作業環境測定事業●環境計量証明事業●建築物飲料水水質検査  
●ダイオキシン類分析●エコドライブナビゲーションシステム●産業廃棄物の収集運搬・処分・減量化・資源化●環境プラントの開発・設計・施工●生産工  
程内における酸・金属資源の回収・再生・再利用装置の開発・販売●臭気発生防止対策●発生汚泥の削減提案●有機物のリサイクル●イオン交換樹脂の再生  
●環境機械の設計・製造●産業機器の設計・製造●化学品の開発・販売●環境管理ソフトウェアの開発・販売●土壌汚染・地下水汚染の調査分析・回復計画・  
回復事業●地下水浄化・廃水処理装置の設計・製造●工場・プラント設備のメンテナンス●汚染設備等の化学洗浄・解体・処理・浄化

ECTM  
ECO TECH  
MIYAMA

総合環境企業

ミヤマ株式会社

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3 TEL.026-285-4166  
<http://www.miyama.net> E-mail:koho@miyama.net

# モノづくりの心を未来へ

私たちSUZUKIが目指すネクストは、ナンバーワンを超越した  
オンリーワンの追求にほかなりません。



## 株式会社 鈴木

〒382-8588 長野県須坂市大字小河原2150-1

TEL:026-251-2600 <https://www.suzukinet.co.jp/>

## 地球環境を守りながらより快適な暮らしを創造するために。

長年にわたって蓄積してきた確かな技術、そして最先端技術を駆使し、水・大気・土壌など、人をとりまくあらゆる環境を調査・分析し、信頼性の高い正確なデータと客観的評価を提供しながら、私たち自身の快適な生活空間の創造にもつながる質の高いコンサルタントを行います。

### 営 業 品 目

- **環境計量調査部門**／水質分析・大気環境測定・悪臭測定・土壌分析・環境影響評価  
一般、産業廃棄物分析・騒音レベル測定・振動加速度レベル測定
- **浴槽の衛生管理部門**／浴槽のレジオネラ菌分析及びレジオネラ菌対策・温泉水分析及びガス測定
- **ビル管理部門**／水道水及び地下水分析・室内空気環境測定
- **特殊分析部門**／高度の分析手法によるトラブル（不良）の原因等の解析
- **建築・設備診断部門**／一般住宅性能診断、室内汚染物質（ホルムアルデヒド、VOC）調査  
建築物石綿含有建材調査、一般環境・室内及び排ガス中の石綿繊維数濃度測定
- **放射能測定部門**／放射性核種濃度測定、放射線量測定
- **地下タンク漏洩点検部門**／消防法による各種地下タンク及び地下埋設配管等の漏洩点検
- **作業環境測定部門**／粉じん濃度測定・石綿濃度測定・等価騒音レベル測定・有機溶剤濃度測定等
- **測量・コンサルタント部門**／地上測量全般・応用測量・土木設計・分筆・登記・一般建設業

厚生労働大臣指定検査機関（水道法第20条・第34条）



株式  
会社

## 科学技術開発センター

長野市大字北長池字南長池境 2058-3

TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012